

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
									制度の現状	措置の分類	該当法令等
1	3月22日	5月2日	5月31日	公正取引	独占禁止法9条、11条(一般集中規制)の廃止	独占禁止法9条、11条(一般集中規制)を廃止すべきである。一般集中規制については、「規制改革推進3カ年計画」に「廃止することが適切であるとの指摘(案)」も踏まえつつ詳細・検討する。とされて以来、平成21年以來施行状況をフォローアップし続けてきたことを踏まえ、具体的な検討を始めるべきである。	日本経済団体連合会	公正取引委員会	現行制度下で対応可能	独占禁止法第9条、第11条	独占禁止法第9条については、様々な指摘があることを踏まえつつ、平成21年度に施行状況をフォローアップし、評価・検討を実施したところ。「引き続き、実態変化を踏まえつつ、施行状況のフォローアップが必要であるとの結論を得たところであり、引き続き施行状況のフォローアップを行うこととしています。独占禁止法第11条については、平成25年11月1日の閣議決定(日本経済再生に向けた緊急経済対策)等により、金融庁における「金融システム安定等に関する銀行規制等の在り方」に関する議論等に基づき出資規制に係る措置に関して検討を行い、当該措置の実施までに必要な措置を講じることとされており、現在、当該閣議決定を受けた検討を行っているところである。
2	3月22日	5月2日	5月31日	公正取引	再販売価格維持に関する規定の撤廃	昭和28年に再販売価格維持制度が設けられてから長期間経過するが、現在でも著作物6品目(新聞、書籍、雑誌、音楽用テープ、レコード、CD)が対象となつたままであるが、同制度を維持しておく根拠に乏しく、制度の撤廃が必要と思われる。	民間企業、個人	公正取引委員会	現行制度下で対応可能	独占禁止法第23条第4項	著作物再販適用除外制度は、出版社、新聞社等が著作物の定価を定め、これを守らせたとしても、独占禁止法違反に問われないというものが、他方で、この制度の下においても、再販契約を締結するかどうかや、一定の場合に価格の拘束を外すかどうかといったことは、当事者間の合意や、出版社、新聞社等の意思によって決まります。例えば、一定期間が経過した場合に価格の拘束を外し、自由に値段を付けて販売する「時限再販」については、既に音楽用CDをはじめ、一部の雑誌や書籍で実施されています。公正取引委員会は、このような著作物再販適用除外制度の弾力的運用は、消費者利益の向上につながることから、関係業界におけるこのような取組が今後とも進展していくよう努めているところである。
3	4月12日	5月2日	5月31日	公正取引	独占禁止法第11条に基づく銀行の議決権保有規制の対象から信託動産を除外すること	信託銀行が信託財産として所有する株式等に係る議決権について、独占禁止法第11条の適用対象から除外していただきたい。	信託協会	公正取引委員会	検討	独占禁止法第11条	独占禁止法第11条の規制趣旨に照らして、信託動産を一律に適用除外することが適当であるのか否かについて、銀行における信託動産の運用実態を踏まえつつ、実態把握を行っているところである。なお、平成25年11月1日の閣議決定(日本経済再生に向けた緊急経済対策)等により、金融庁における「金融システム安定等に関する銀行規制等の在り方」に関する議論等に基づき出資規制に係る措置に関して検討を行い、当該措置の実施までに必要な措置を講じることとされており、現在、当該閣議決定を受けた検討を行っているところである。
4	6月3日	9月18日	10月1日	公正取引	優越的地位について	独占禁止法は、弱小企業(中小企業)を保護し、望ましくない行為への同意を他企業に強要する大企業を処罰するための、優越的地位の適用に適用される法規を言っている。これは、国内企業と外国企業双方にとっての問題である。曖昧なこの法規を遵守することは困難であり、弱小企業を保護することに熱心な公正取引委員会は、とりわけ損失分担の問題に関し、欧米で一般的な高償行と相反している。提案:望ましくない行為の強要から弱小企業を守ることを十分に理解する一方、両当事者が損失分担に同意する場合には損失分担を可能にする形に独禁法を改正することを要望する	民間団体	公正取引委員会	現行制度下で対応可能	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第2条第9項第5号、同項第6号、第19条、第20条、第20条の6、優越的地位の適用に関する独占禁止法上の考え方	独占禁止法上の優越的地位の濫用とは、自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることをいいます。公正取引委員会は、優越的地位の濫用に該当する事実があると認めるときは、事業者に対し、違反行為を排除するために必要な措置を命じるとともに、一定の条件を満たすものについては、違反行為に係る期間における違反行為の相手方との取引額の1%を課徴金として国庫納付することを命じることとなります。また、平成22年11月に、優越的地位の濫用に係る法運用の透明性、事業者の予見可能性を向上させる観点から、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を策定・公表し、違反となる場合、違反とならない場合を可能な限り明確化しています。なお、公正取引委員会では、優越的地位の濫用の適用に関する議論等に基づき出資規制に係る措置に関して検討を行い、当該措置の実施までに必要な措置を講じることとされており、現在、当該閣議決定を受けた検討を行っているところである。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議（各ワーキング・グループ）において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
									制度の現状	措置の分類	該当法令等
5	10月13日	12月6日	12月25日	公正取引	「独占禁止法改正法案」を一部修正する	<p>1 「独占禁止法改正法案」の「審判制度の廃止を「審判制度」と「不服審査手続」の併用制度へ修正提案第183回国会提出案の「独占禁止法改正法案」(現在国会中の衆議院「審判制度」を「不服審査手続」に移行とあるのを、「審判制度」と「不服審査手続」の両方を併用する制度に一部修正する。</p> <p>2 「独占禁止法改正法案」の現状 公正取引委員会の除裁措置命令等に対する不服申立てを、全て「不服審査手続」に移行させている。</p> <p>3 「独占禁止法改正法案」の問題点 事業者の不服申立ての手続きが、全て「不服審査手続」に限られ、「審判制度」を選択することが出来ない。</p> <p>4 「独占禁止法改正法案」の一部修正の必要性 中小企業、中小企業、大企業等で資力の弱い事業者に、不服申立て手続きを容易に活用出来るようにする。</p> <p>5 どの様に一部修正すれば良いのか 現在の「独占禁止法改正法案」の不服申立てを、「審判制度」又は「不服審査手続」の何れかを事業者が選択出来る制度に一部修正する。</p> <p>6 一部修正することによって変わるのか(メリット) 中小企業、中小企業、大企業等で資力の弱い事業者が、不服申立ての手続きを重裝備の「不服審査手続」だけでなく、基本的に簡便で経費が僅少な軽裝備の「審判制度」を容易に選択出来るメリットがある。</p>	銀座公正取引コンセンサス株式会社 公正取引委員会	<p>平成25年5月24日に国会に提出された「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」の内容のうち、提案の具体的な内容に関するものは以下のとおりです。</p> <p>○ 公正取引委員会が行う審判制度を廃止するとともに、審判に係る抗告訴訟の第一審裁判権が東京高等裁判所に属するとの規定を廃止する。</p>	対応不可	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第183回国会閣法第72号)	平成25年5月24日に国会に提出された、公正取引委員会が行う審判制度を廃止するとともに、審判に係る抗告訴訟の第一審裁判権が東京高等裁判所に属するとの規定を廃止すること等を内容とする「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」は、国会での審議を経て、平成25年12月7日、参議院本会議において原案どおり可決、成立したとこです。対応は困難であると考えます。
6	10月16日	12月6日	12月25日	公正取引	独占禁止法9条(一般集中規制)の廃止等	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>①独占禁止法9条(一般集中規制)を廃止すべきである。</p> <p>②仮に、独占禁止法9条が維持される場合でも、同条4項に基づく報告のうち、報告対象となる子会社及び実質子会社について、独禁法9条ガイドラインにおける「大規模な会社」又は「有力な会社」に該当する会社に限定し、報告内容の開示を促すべきである。</p> <p>③独占禁止法9条について、2009年に公正取引委員会においてなされた評価・検討結果およびその後のフォローアップ状況の詳細について公表を求める。</p> <p>【規制の現状と整理理由】</p> <p>①企業間の経済活動がグローバル化し、市場規模が巨大化する中で、競争に対する個別具体的な影響の有無を問うことなく、日本市場での規模のみに着目して、一律・外形的に規制を課す規制は、企業活動を不当に制限するだけであり、既に存在意義を失っている。</p> <p>また、企業による事業環境の変化に応じた柔軟な営業展開、資本政策、設備投資等を要請させるのみならず、国際的な事例がない過剰な規制と考えられ、同業による規制自体、企業による異分野への新規参入の障壁となる。</p> <p>こうした企業努力に対する各種の制約が消費者の利便性、企業の国際競争力、ひいては経済発展の阻害要因となるから廃止を要する。</p> <p>②9条4項に基づく報告は、同条1項違反(またはそのおそれ)に該当する事業を提知することがその趣旨であると思われるが、現行では全ての子会社及び実質子会社が報告対象としており、特に大規模な企業グループにおいては、報告書作成に当たって多大な業務負担を強いられている。最近の企業統合規制の見直しにおいて、親会社の負担に配慮し、株式取得に関する届出基準及び株式が商業化されていることも踏まえ、9条4項に基づく報告対象についても、独禁法9条ガイドラインにおける「大規模な会社」(単体資産300億円超の会社)又は「有力な会社」(当該事業分野における売上高のシェアが10%以上の会社)に限定するよう要望するものである。</p> <p>③昨年度の同様の要望について、公正取引委員会は、「平成21年度に施行状況をフォローアップし、評価・検討を実施したところ、引き続き実態変化を踏まえつつ、施行状況のフォローアップが必要である」との結論を得たこと、引き続き施行状況のフォローアップを行う」との回答であったが、検討結果及びその後のフォローアップ状況の詳細が明らかでないため公表を求める。</p>	(一社)日本経済団体連合会	<p>独占禁止法9条では、会社が他の国内の会社の株式を所有することにより、事業支配力が過度に集中することとなる会社となること等を規制しています。「事業支配力が過度に集中することとは、会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社の総合的規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと、これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと又はこれらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていることにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなること」といいます。</p>	検討を予定	独占禁止法9条	独占禁止法9条については、様々な指摘があることを踏まえつつ、平成21年度に施行状況をフォローアップし、評価・検討を実施したところ、「引き続き、実態変化を踏まえつつ、施行状況のフォローアップが必要である」との結論を得たこと、引き続き施行状況のフォローアップを行うこととしていますが、平成21年度以後に行った施行状況のフォローアップの評価・検討の結果については、これを公表することを検討します。
7	10月16日	12月6日	12月25日	公正取引	独占禁止法9条ガイドラインの見直し	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>独禁法9条ガイドラインについて</p> <p>①主要な事業分野の業種について、日本標準産業分類3桁分類は競争政策の観点から評価すべき市場実態を反映しておらず2桁分類を規制すべきである。</p> <p>②「大規模な会社」の該当判断の基準を一律的な総資産額から事業分野ごとの実態に適した基準とすべきである。</p> <p>③分社化した会社が上場等により議決権比率が低下した場合であっても「事業支配力が過度に集中することとならない会社」として扱うべきである。</p> <p>④独占禁止法9条について、平成21年度に公正取引委員会においてなされた評価・検討結果およびその後のフォローアップ状況の詳細について公表を求める。</p> <p>【規制の現状と整理理由】</p> <p>①現行ガイドラインが事業分野の固定に利用している日本標準産業分類は、そもそも競争政策における事業分野の固定の指針となることを目的としたものではない。また、事業分野を過度に細分化して捉え、企業が新規事業分野へ参入しようとした際に、規制による規制による事業の野放しを招き、競争を促進している。そこで企業が新規事業分野へ参入することにより市場競争を活性化し、我が国経済の発展を目指す観点から、本来は9条規制自体廃止するべきであるが、仮に規制を残すにして対象となる事業分野の固定にできるだけ大げねにすべきである。</p> <p>②現行ガイドラインは、事業支配力の過剰な集中を規定する一環として「大規模な会社」であることを、さらに一律的に総資産規模のみで該当性を判断している。しかし、重工業やインフラ事業をはじめとしたいわゆる装置産業では、「大規模な会社」基準を過分する等により実態に照したものにすべきである。</p> <p>③現行ガイドラインは事業支配力が過度に集中する場合の例外として「分社化」については、自社が既に含む事業部門を子会社化し、かつ設立当初からその合弁性を確保し続けている場合と厳格に制限している。しかし分社化した会社が上場等により当該親会社の議決権比率が低下したとしても、それが親会社と事業支配力の集中を招き、親会社と子会社を連結して親会社の事業支配力は低下すると考えられる。そこで「分社化」の要件のうち合弁性維持の要件はなすべきである。</p> <p>④昨年度の同様の要望について、公正取引委員会は、「平成21年度に施行状況をフォローアップし、評価・検討を実施したところ、引き続き実態変化を踏まえつつ、施行状況のフォローアップが必要である」との結論を得て、「引き続き施行状況のフォローアップを行う」との回答であったが、検討結果及びその後のフォローアップ状況の詳細が明らかでないため公表を求める。</p>	(一社)日本経済団体連合会	<p>独占禁止法9条では、会社が他の国内の会社の株式を所有することにより、事業支配力が過度に集中することとなる会社となること等を規制しています。「事業支配力が過度に集中することとは、会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社の総合的規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと、これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと又はこれらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていることにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなること」といいます。</p>	検討を予定	独占禁止法9条、事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方	独占禁止法9条については、様々な指摘があることを踏まえつつ、平成21年度に施行状況をフォローアップし、評価・検討を実施したところ、「引き続き、実態変化を踏まえつつ、施行状況のフォローアップが必要である」との結論を得たこと、引き続き施行状況のフォローアップを行うこととしていますが、平成21年度以後に行った施行状況のフォローアップの評価・検討の結果については、これを公表することを検討します。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
8	10月16日	12月6日	12月25日	公正取引	独占禁止法第11条に基づく銀行の議決権保有規制の対象から信託勘定を除外すること	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>信託銀行が信託財産として所有する株式等に係る議決権について、独占禁止法第11条の適用対象から除外すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>①受託者の地位を利用した産業支配の恐れがないこと</p> <p>信託銀行は、信託業法第28条により忠実義務等を負い、信託銀行が受託者として議決権を行使するにあたっては、信託の目的に資する範囲に当該議決権を行使しなければならない。信託銀行は、信託財産等に関する総合的な監査等計画や、信託検査マニュアルの規定の趣旨を踏まえ、信託財産の運用部門と銀行勘定の運用部門とを分離し、信託財産の運用部門から独立した部門が、信託財産の運用部門が議決権行使を含む運用の判断プロセスの適切性を含め信託財産を信託約款等に則り適切に運用しているかについて定期的に検証する体制を構築している。したがって、信託銀行が受託者という地位を利用し、自己の目的のために議決権を行使することはできず、産業支配の懸念はない。</p> <p>②市場の競争を定める行為が行われないこと</p> <p>銀行は、銀行法第19条の2、第18条の3の規定により、銀行の特定関係者または特定関係者の顧客に対して通常一般的取引条件から優遇した条件で取引を行うことや、優越的地位を濫用して顧客に不利な結果を生ずる行為が禁止されている。受託者は、信託業法第29条により、信託財産に関する情報を利用して自己や受益者以外の者の利益を図る目的をもって取引を行う等の競争を定める行為が行われないこと。信託銀行は、銀行法にも、受託者として市場での競争を定める行為を行うことが禁止されていることから、市場での競争原理は確保される。</p> <p>③投資が制限されること</p> <p>信託銀行が、銀行法第19条の3、第52条の24に基づき、銀行勘定および信託勘定を合算して基準議決権数以下に抑えようとする場合、受託者責任の観点から、信託勘定で保有する株式を売却するといふ選択は取り除く。銀行勘定で保有する株式を売却する必要に迫られ、信託銀行の投資行動が制限される。</p> <p>④事務負担が重いこと</p> <p>信託銀行にとって、銀行勘定と信託勘定を合算した結果が株式等の保有に関する法規制に抵触することを防止するための体制構築コストやシステム構築コストは、非常に大きな負担となっている。</p> <p>なお、銀行法の出資規制は、改正金融法等の公布(平成25年6月19日)から1年以内に見直されることとなっており、これにあわせて独占禁止法の規定についても、速やかに手当てすべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	公正取引委員会	検討し着手	独占禁止法第11条	<p>独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5(保険業を営む会社においては、100分の10)を超えて有することとなる場合における議決権の取得又は保有を規制しています。ただし、同項第3号により、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得又は所有することによる議決権の取得又は保有については、同項の適用が除外されています。</p> <p>同条第2項では、第1項第3号(委託者若しくは受益者が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が受託者に指図を行うことができる場合を除く。)の場合にあつては、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならないとされています。</p>	
9	10月16日	12月6日	12月25日	公正取引	兄弟会社間の取引に関する下請法の適用除外の明確化	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>兄弟会社間取引について、「実質的に同一会社内での取引とみられる場合」には、下請法の適用除外とされる旨を、Q&Aの形で良いので、明らかにすべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p><規制の現状></p> <p>公取では「下請取引適正化推進講習会テキスト」において、親子会社間取引が「実質的に同一会社内での取引とみられる場合」には下請法の適用上問題ないことを明らかにしているが、兄弟会社については言及がなされていない。</p> <p><要望理由></p> <p>①公取が親子会社を一定の場合に適用除外としている理由は、連結会社を一つの事業体として捉えているものと考えられるが、その点では親子会社間取引と兄弟会社間取引について本質的な差異はなく、両者で取扱いを変えるのは合理的でない。兄弟会社間の取引についても、「実質的に同一会社内での取引とみられる場合」には、下請法の適用除外となることを、同テキストのQ&Aの形で良いので明確にすべきである。</p> <p>②要望が実現した場合の効果></p> <p>グループ内取引の円滑化</p>	(一社)日本経済団体連合会	公正取引委員会	その他	下請法	<p>公正取引委員会ホームページ上の「よくある質問コーナー(下請法)」において、新たに親子会社間や兄弟会社間の取引における下請法の適用に関するQ&Aを作成・公表し、兄弟会社間の取引についても、実質的に同一会社内での取引とみられる場合は、下請法の適用上問題としない旨を明確にしました。</p> <p>http://www.jftc.go.jp/shitauke/sitauke_qa.html</p> <p>なお、平成26年度版の下請取引適正化推進講習会テキストにおいても、同一内容のQ&Aを掲載することとします。</p>	
10	10月17日	12月24日	1月17日	公正取引	独占禁止法第11条に基づく銀行の議決権保有規制の対象から信託勘定を除外すること	<p>信託銀行が信託財産として所有する株式等に係る議決権について、独占禁止法第11条の適用対象から除外していただきたい。要点は以下の通り。</p> <p>(1)受託者の地位を利用した産業支配の恐れがないこと</p> <p>(2)市場の競争を定める行為が行われないこと</p> <p>(3)投資が制限されること</p> <p>(4)事務負担が重いこと</p> <p>なお、平成25年1月11日の閣議決定(日本経済再生に向けた緊急経済対策)等により、金融庁における「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方」に関する議論等に基づく出資規制に係る措置に関して検討を行い、当該措置の実施時までに必要な措置を講じることとされている。銀行法の出資規制は、改正金融法等の公布(平成25年6月19日)から1年以内に見直されることとなっており、独占禁止法の規定についても、銀行法並びに速やかに手当てしていただきたい。</p>	一般社団法人信託協会	公正取引委員会	検討し着手	独占禁止法第11条	<p>独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5(保険業を営む会社においては、100分の10)を超えて有することとなる場合における議決権の取得又は保有を規制しています。ただし、同項第3号により、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得又は所有することによる議決権の取得又は保有については、同項の適用が除外されています。</p> <p>同条第2項では、第1項第3号(委託者若しくは受益者が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が受託者に指図を行うことができる場合を除く。)の場合にあつては、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならないとされています。</p>	
11	11月18日	1月10日	1月17日	公正取引	兄弟会社間における下請法の適用除外	<p>【提案の具体的内容】実質的に問題の生じないグループ内取引の円滑化を図るべく、何らかの明文化をすべきである。</p> <p>【提案理由】親子会社の取引には下請法の適用がない旨のパンフレット等があるものの、兄弟会社(完全兄弟会社)の取引について明文化されていないため。</p>	公益社団法人関西経済連合会	公正取引委員会	その他	下請法	<p>公正取引委員会ホームページ上の「よくある質問コーナー(下請法)」において、新たに親子会社間や兄弟会社間の取引における下請法の適用に関するQ&Aを作成・公表し、兄弟会社間の取引についても、実質的に同一会社内での取引とみられる場合は、下請法の適用上問題としない旨を明確にしました。</p> <p>http://www.jftc.go.jp/shitauke/sitauke_qa.html</p> <p>なお、平成26年度版の下請取引適正化推進講習会テキストにおいても、同一内容のQ&Aを掲載することとします。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
16	10月30日	12月24日	2月7日	公正取引	「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(その3)	(具体的内容) 表示価格拘束は、原則合法とすべき。 (提案理由) ① 現行ガイドラインでは、チラシ・店頭等での表示価格の拘束は、再販売価格拘束と同様に原則として違法とされている。表示価格に一切関与できないことにより、表示価格の信用性が著しく低下している。 ② 店頭でのポイント引きや一括購入割引等により実売価格は表示価格と一致しないことが多く、表示価格拘束が再販売価格拘束に替わります。お客様への適正価格提示の観点から、表示価格拘束を合法とすることはメリットがある。	一般社団法人電子情報技術産業協会	公正取引委員会	事実確認	独占禁止法第2条第9項第4号、第19条	御提案の趣旨が、小売業者の販売価格の自主的な決定を拘束することを原則合法とすべきという点であれば、当該行為は、競争に与える影響が大きく、原則として独占禁止法に違反する行為であり、これを容認することは適当でないと考えています。流通・取引慣行ガイドラインでは、メーカーが設定する希望小売価格や値金は、それ自体問題となるものではない旨を既に明記しています。なお、表示価格と実売価格に乖離が生じる場合に、消費者が商品等の選択を適正に行えるかどうかという問題が生じるものと考えられます。	
17	10月30日	12月24日	2月7日	公正取引	「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(その4)	(具体的内容) 流通調査は、原則として合法であることを明記すべき。 (提案理由) ① 現行ガイドラインでは、再販売価格拘束の実効性確保を目的とした流通調査が違法となる旨だけが記載されている。 ② 製品事故対応やユーザーの使用環境確認など、流通調査は消費者メリットに資することを踏まえ、調査そのものが合法であることを明確にすることは有意義である。	一般社団法人電子情報技術産業協会	公正取引委員会	現行制度下で対応可能	独占禁止法第2条第9項第4号、第19条	流通・取引慣行ガイドラインでは、メーカーが流通業者の販売価格を制限する行為や、新規参入者など競争者を排除する行為については、違法となつていますが、流通調査自体を違反としているものではありません。公正取引委員会は、流通調査自体が、違法とならないことについて、既に公正取引委員会のホームページにある「よくある質問コーナー(独占禁止法)」のQ&A(Q5)に明記しています。(http://www.ftc.go.jp/dk/dk_saiten/製品事故対応やユーザーの使用環境確認などに関する流通調査について流通調査について流通調査があるかどうか不明な点があれば、いつでも、公正取引委員会に相談することができます。)	
18	10月30日	12月24日	2月7日	公正取引	「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(その5)	(具体的内容) 希望価格、参考売価を流通事業者に提示することは、原則として合法であることを明記すべき。 (提案理由) ① チラシ・店頭等での表示価格の拘束は、再販売価格拘束と同様に原則として違法とされている。 ② 一方、メーカー希望小売価格については、実売価格との乖離が急速に進む観点から、各メーカー共に「オープン価格」対応が慣行になっているが、お客様への適正価格提示の観点から、希望価格や参考売価の提示・表示は実売価格との乖離が生じても原則として合法とすることはメリットが大きい。	一般社団法人電子情報技術産業協会	公正取引委員会	現行制度下で対応可能	独占禁止法第2条第9項第4号、第19条、流通・取引慣行ガイドライン	流通・取引慣行ガイドラインでは、メーカーが設定する希望小売価格や値金は、それ自体問題となるものではない旨を既に明記しています。御提案の趣旨が、小売業者の販売価格の自主的な決定を拘束することを原則合法とすべきという点であれば、当該行為は、競争に与える影響が大きく、原則として独占禁止法に違反する行為であり、これを容認することは適当でないと考えています。なお、表示価格と実売価格に乖離が生じる場合に、消費者が商品等の選択を適正に行えるかどうかという問題が生じるものと考えられます。	
19	10月30日	12月24日	2月7日	公正取引	「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(その6)	(具体的内容) 流通事業者の不正行為について以下を禁止行為として明示すべき。 ① 価格情報のメーカーへの要求と他の流通事業者への要求 ② 事後的な相利補填の要求 ③ 不当な価格差の設定、廉売行為 (提案理由) ① 流通事業者の違法行為は、優越的地位の濫用行為として、「納入業者に対して取引上優越した地位にある場合に、申し付け販売、返品、従業員派遣要請、監査金負担要請、多頻度小口発注の要請等が独禁法上問題を生じやすい」と規定されているのみ。また、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法(告示)第8項とその運用基準は、納入業者を「その取引上の地位が当該大規模小売業者に対して劣っていないと認められる者を除く」と定義しており、事後的な相利補填に対する直接の記載も無い。(したがって、流通ガイドラインの見直しと同時に告示とその運用基準も見直す必要がある。) ② 規制の非対称を解消することにより、より適正な市場環境を整備することができる。	一般社団法人電子情報技術産業協会	公正取引委員会	現行制度下で対応可能	独占禁止法第2条第2項、第3項、第5項、第19条、優越的地位濫用ガイドライン、不当廉売に関する独占禁止法の考え方	御提案では、①価格情報のメーカーへの要求と他の流通事業者への要求の要求、②事後的な相利補填の要求、③不当な価格差の設定、廉売行為を禁止行為として流通・取引慣行ガイドラインに明示すべきとされていますが、公正取引委員会は、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方(平成22年11月30日、以下では「優越的地位濫用ガイドライン」といいます。))を公表して以降、優越的地位濫用ガイドラインでは、関係者の間から、関係する事例を示しています。例えば、優越的地位濫用ガイドラインの第4、3(⑥)「その他取引の相手方と不利となる取引条件の設定等」では、問題となり得る規定の趣意として、「⑤一部の取引の相手方と協議して決めた単価若しくは不合理な基準を算定した単価を他の取引の相手方との単価改定に用いること、又は取引の相手方のコスト減少を理由としない定期的な単価改定を行うことにより、一様に一定比率で単価を引き下げ(もしくは引き上げて、一方別に通常の価格より著しく高い又は著しく低い単価を定めること。))」(⑥発注、配送方法、決済方法、返品の可否等の取引条件に關して合理的な理由がないにもかかわらず特許の取引の相手方を差別して取り扱ひ、他の取引の相手方より著しく低い又は著しく高い単価を一方的に定めること。))、「⑦取引の相手方から、社外で集めた製造原価計算資料、発注管理関係資料等を提出させ、当該資料を分析し、「利益率が高いので値下げに応じられるはず」と主張し、著しく低い納入価格を一方的に定めること。」を挙げています。さらに、公正取引委員会は、「不当廉売に関する独占禁止法の考え方(平成21年12月18日)を公表していますが、この中で、不当廉売規制と差別対価等の規制についての考え方を明らかにしています。	
20	10月30日	12月24日	2月7日	公正取引	「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(その7)	(具体的内容) 競合品の取扱い制限、販売地域の制限、権合取引の義務付け、仲間取引の禁止、安売り業者への販売禁止、販売方法の制限について、違法要件を緩和すべき 市場で有力なメーカー(シェア30%以上)が行う行為で競争制限効果が大きい場合のみ違法とする。 (提案理由) ① 市場における有力なメーカーの要件はシェア10%以上、又は上位3位以内、セーフハーバーが欧米に比べ、極めて限定的。 ② メーカーや流通事業者のマーケティング手法の多様性を確保できるようにする。	一般社団法人電子情報技術産業協会	公正取引委員会	事実確認	独占禁止法第2条第9項第6号、第19条、流通・取引慣行ガイドライン	独占禁止法では、公正な競争を阻害するおそれのある行為を規制しており、流通・取引慣行ガイドラインでは、流通業者の競争品の取扱いに関する制限、流通業者の販売地域に関する制限といった非価格制限行為について、市場における有力なメーカーが流通業者の競争品の取扱いを制限した「営業地域」について厳格な制限を課したりする場合であつて、その行為によって、「新規参入者や既存の競争者」として代替的な流通経路を容易に確保することができなくなるおそれがある場合」又は「当該商品の価格が維持されるおそれがある場合」には、公正な取引方法に照らし、違法とされています。メーカーが、正当な理由がないのに、流通業者に、自社の製品の販売価格を定めてこれを維持させるなど小売業者の販売価格の自主的な決定を拘束する行為(再販売価格維持行為)や、取引相手の事業活動を不当に拘束するような条件を付けて取引すること(拘束条件付取引)は、独占禁止法で禁止されている行為であり、流通・取引慣行ガイドラインによって規制されているものではありません。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
21	10月30日	12月24日	2月7日	公正取引	「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(その8)	インターネット販売の特徴(販売管理費の低さ、価格追従システムによる即時的な価格変動インパクト)を踏まえ、再販価格維持行為、非価格制限行為のそれぞれにおいて、具体的な違法行為の明示(各種制限に対する合法的な範囲の拡大を含む)がなされるべき。 ①現行のガイドラインには規定なし。 ②インターネット販売での違法行為が明確になることにより、より適正な市場環境を整備することができる。	一般社団法人電子情報技術産業協会	公正取引委員会	独占禁止法では、公正かつ自由な競争を促進するために、自由な競争を妨げたり不公正な競争手段を用いて競争したりすることを禁止しています。流通・取引慣行ガイドラインは、我が国における流通・取引慣行について、どのような行為が公正かつ自由な競争を妨げ、独占禁止法に違反するのかを具体的に明らかにしたものです。	現行制度下で対応可能	独占禁止法第2条第9項、第19条	独占禁止法では、公正な競争を阻害するおそれのある行為を規制しており、流通・取引慣行ガイドラインでは、メーカーが流通業者の販売価格を制限する行為や、新規参入者など競争者を排除する行為といった公正な競争を阻害するおそれのある行為について違法となるとしています。流通・取引慣行ガイドラインでは、御指摘のように、インターネットによる販売について言及していませんが、流通・取引慣行ガイドラインで示している再販価格維持行為及び非価格制限行為に対する考え方は、インターネットによる販売であろうと、小売店による販売であろうと変わるものではありません。「インターネット販売の特徴」を踏まえた個別具体的な行為について、独占禁止法上問題があるかどうか不明な点があれば、いつでも、公正取引委員会に相談することができます。
22	10月31日	12月24日	3月31日	公正取引	澱粉の価格調整制度の廃止	【提案の具体的内容】澱粉の価格調整制度を廃止すべきである。 【提案理由】澱粉の国内需要量は約270万tで、その原料は輸入トウモロコシを原料として製造されたコーンスターチ等が約85%、輸入澱粉が約6%、国内産芋澱粉が約9%となっており、輸入澱粉と国内産芋澱粉には大幅な内外価格差(2~3倍)が存在する。このため価格の安い輸入澱粉から「調整金」を徴収し、国内の馬鈴薯・甘藷生産者や国内産芋澱粉製造業者保護のための財源として使われている。輸入澱粉のうちタピオカ澱粉を工業用製品として使用している。タピオカ澱粉の場合、政令で定められた「でん粉等に係る共通の限度数量」については調整金が発生しないが、これを超過する数量については本制度があるために価格が一定水準以下とはならず、コスト競争力が低下する事態を招いている。	公益社団法人関西経済連合会	農林水産省	でん粉の価格調整制度については、関税割当制度の下でコーンスターチ用輸入とうもろこし等と国内産いもでん粉との内外コスト格差を是正するため、 ①コーンスターチ用輸入とうもろこし等から調整金を徴収するとともに、 ②これを主な財源として、生産者及び製造事業者に対し、生産・製造経費と製品の販売価格との差額相当分の交付金を交付する政策支援を実施しています。	対応不可	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十七条、第三十三条、第三十五条	でん粉は、国民生活上なくてはならない基礎的物資であり、我が国食料安全保障上も極めて重要な品目であることから、安定的に生産できる体制を維持することが必要です。また、原料となるかんしょ及びほれいしょは、北海道及び九州の地域経済や地域の雇用の維持するための極めて重要な作物です。一方で、これらの作物には国内生産者の経営努力では埋めることのできない内外の競争条件の格差が存在するため、国内産いもでん粉の安定供給、自給率の向上、及び地域経済・雇用の維持のためには、本制度の安定的な運営が必要であると考えています。